

## 安全データシート

## 1. 化学物質等及び会社情報

製品名 マルチフォトメーター用試薬 50 Reagent A powder packs  
 品番 3-9792-32  
 会社名、部署名 アズワン株式会社品質保証部  
 住所 〒550-8527 大阪市西区江戸堀2-1-27  
 電話番号 06-6447-8614  
 FAX番号 06-6447-8664  
 推奨用途及び使用上の制限 マルチフォトメーターを用いた水質検査

## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

健康有害性 急性毒性(経口) 区分4 H302  
 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分1 H318  
 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性) H335

## ラベル要素

## 絵表示又はシンボル



## 注意喚起語

危険

## 危険有害性情報

飲み込むと有害 H302  
 重篤な眼の損傷 H318  
 呼吸器への刺激のおそれ H335

## 注意書き

## 安全対策

取扱い後はよく手を洗うこと。 P264  
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 P270  
 適切な保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。 P280  
 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。 P261  
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 P271

## 応急措置

飲み込んだ場合: 気分が悪いときは医師に連絡すること。 P301+P312  
 口をすすぐこと。 P330  
 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して  
 いて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 P305+P351+P338  
 直ちに医師に連絡すること。 P310  
 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 P304+P340  
 気分が悪いときは医師に連絡すること。 P312

## 保管

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。 P403+P233  
 施錠して保管すること。 P405

## 廃棄

内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼し  
 て廃棄すること。 P501

## 3. 組成及び成分情報

## 単一製品・混合物の区別

単一製品

化学名又は一般名	二亜硫酸ナトリウム(固体)
別名	メタ重亜硫酸ナトリウム (Sodium metabisulfite) ピロ亜硫酸二ナトリウム (Disulfurous acid, disodium salt) 重亜硫酸ソーダ(Sodium acid sulfite)
分子式(分子量)	Na <sub>2</sub> O <sub>5</sub> S <sub>2</sub> (190.095)
化学特性(示性式又は構造式)	$\text{Na}^+ \text{O}^- \text{S} \begin{array}{c} \text{O} \\ \parallel \\ \text{O} \end{array} \text{S} \begin{array}{c} \text{O} \\ \parallel \\ \text{O} \end{array} \text{O}^- \text{Na}^+$
CAS番号:	7681-57-4
官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	化審法/(1)-502 安衛法/既存(別表第9の 412)
濃度又は濃度範囲	100%

4. 応急措置								
吸入した場合		空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは医師に連絡すること。						
皮膚に付着した場合 眼に入った場合		よく洗い流すこと。 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。						
飲み込んだ場合		気分が悪いときは医師に連絡すること。口をすすぐこと。						
5. 火災時の措置								
消火剤 特有の危険有害性		水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類 火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。						
6. 漏出時の措置								
人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置 環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法及び機材		作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 環境中に放出してはならない。 漏洩物を拭き取り、密閉できる空容器に回収し、後で廃棄処理する。						
7. 取扱い及び保管上の注意								
取扱い 保管		適切な保護具を着用し、試薬及び測定対象液が眼や皮膚に触れないよう注意する。 子どもの手の届かない、乾冷暗所に保管すること。 商品パッケージのまま保管すること。 直射日光を避け、冷暗所に保管する。 酸性雰囲気中には保管しないこと。 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。 施錠して保管すること。						
8. ばく露防止及び保護措置								
管理濃度 許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)		未設定						
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">二亜硫酸ナトリウム(固体)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日本産衛学会</td> <td style="text-align: center;">未設定(2013年度)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ACGIH</td> <td style="text-align: center;">TLV-TWA 5 mg/m<sup>3</sup> (2013年度)</td> </tr> </table>		二亜硫酸ナトリウム(固体)	日本産衛学会	未設定(2013年度)	ACGIH	TLV-TWA 5 mg/m <sup>3</sup> (2013年度)	
	二亜硫酸ナトリウム(固体)							
日本産衛学会	未設定(2013年度)							
ACGIH	TLV-TWA 5 mg/m <sup>3</sup> (2013年度)							
設備対策		この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。						
保護具	呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。 適切な保護手袋を着用すること。 適切な眼の保護具を着用すること。 適切な保護衣を着用すること。						
9. 物理的及び化学的性質								
物理的状態	形状 色 臭い	粉末 データなし。 データなし。						
10. 安定性及び反応性								
安定性		空気及び湿気にばく露すると徐々に硫酸塩へと酸化される。 加熱により分解し、硫酸ナトリウムを形成する。						
危険有害反応可能性 避けるべき条件 混触危険物質 危険有害な分解生成物		還元剤、酸化剤や強酸との接触に注意する。 加熱 酸化剤、強酸 燃焼により有毒ガスが発生する。						
11. 有害性情報								
急性毒性	経口	ラットのLD50値として1,540 mg/kg (SIDS (2001)、EPA Pesticides (2007)) に基づき区分4とした。なお、他にLD50値として1,131mg/kg (EPA Pesticides (2007))、2,480 mg/kg (SIDS (2001)) がある。						
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性		SIDS (2001) ではウサギを用いた眼刺激性/腐食性試験 (OECD TG 405準拠) において、「刺激性。眼に重篤な損傷の危険性」との結果から、「眼刺激性物質である」と結論している。また、本物質は、EU DSD分類において「Xi: R41」、EU CLP分類において「Eye Dam. 1 H318」に分類されている。以上の情報に基づき区分1とした。						
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		ヒトにおいて、喉の炎症を引き起こすとの記載 (HSDB (Access on September 2013)) やマウスにおいて上部呼吸器への刺激がみられた (ACGIH (7th, 2001)) ことから区分3 (気道刺激性) とした。						
12. 環境影響情報								
水生環境急性有害性		甲殻類(オオミジンコ)の48時間EC50=88.76mg/L (SIDS、2004) から、区分3とした。						
水生環境慢性有害性		急性毒性が区分3、生物蓄積性は低いと推定されるものの、水中での挙動は環境条件により異なり予測し難いため、区分3とした。						
オゾン層への有害性		当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。						
13. 廃棄上の注意		内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。						

14. 輸送上の注意

国際規制	国連番号	該当しない
	国連危険有害性クラス	該当しない
	容器等級	該当しない
国内規制	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	陸上規制情報	毒劇法及び消防法の規定に従う。

15. 適用法令

労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険有害物(法第57条、施行令第18条別表第9) 名称等を通知すべき危険有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) リスクアセスメントを実施すべき危険有害物(法第57条の3)
毒物及び劇物取締法	該当しない

16. その他の情報

参考文献	各データ毎に記載した。
------	-------------

注) この情報は、必ずしも充分ではないので、取扱いには注意をお願いします。  
本データシートは情報を提供するもので記載内容を保証するものではありません。